

事務連絡
令和7年4月28日

都道府県
各 障害保健福祉主管課 御中
市区町村

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課地域生活・発達障害者支援室

障害福祉分野における「相談支援員」の周知用リーフレットについて

障害保健福祉行政の推進につきましては、日頃からご理解・ご協力をいただき、
厚く御礼申し上げます。

令和6年度報酬改定で新設された計画相談支援における「相談支援員」の周知
用リーフレット（別添参照）が、令和6年度障害福祉推進事業「相談支援員の配
置促進のための調査研究」において作成されましたので、周知します。

各地方自治体におかれでは、管内の関係団体、基幹相談支援センター、計画相
談支援等の相談支援事業所、障害福祉サービス事業所及び社会福祉士・精神保健
福祉士の養成機関等に周知いただきますよう、お願いします。

また、このリーフレットも契機として、相談支援員に寄せられる期待やその役
割の大きさを踏まえ、より多くの若い世代の方々に相談支援員を職業の選択肢
として考えてもらうよう、養成機関への働きかけを行っていただくこととともに、
相談支援員も含めた地域における相談支援体制の強化の在り方について改
めてご検討頂くようお願いします。

本調査研究においては、相談支援員を配置している事業所及び実際に相談支
援員として活躍されている方への調査またはヒアリングを通じて、相談支援員
の配置は組織的な相談支援人材の確保につながるとともに、相談支援体制の推
進に大変寄与していることが明らかになりました。報告書のまとめにおいて、
「相談支援員」のさらなる活躍を推進するためのポイントを以下のとおり提示
されているので、ご参考ください。

- 「相談支援員」配置がもたらすメリット
- 「相談支援員」の育成
- 「相談支援員」配置のために法人・事業所がもつべき視点

なお、厚生労働省としても、相談支援員の現状を把握し、今後の施策の参考にしたいので、相談支援員に関する取組状況や課題について、必要に応じて、以下の連絡先に情報提供等いただけすると幸いです。

【報告書及びリーフレットの掲載先】

令和6年度障害福祉推進事業「相談支援員の配置促進のための調査研究事業」
一般社団法人 北海道総合研究調査会

相談支援員の配置促進のための調査研究 | 報告書 | 一般社団法人 北海道総合研究調査会（略称：HIT）

(<https://www.hit-north.or.jp/report/2025/04/09/3118/>)

【連絡先】

担当 : 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課 地域生活・発達障害者支援室
相談支援係（担当 小河、北野）
TEL : 03-5253-1111（内線 3040）
E-mail : soudan-shien@mhlw.go.jp

障害福祉分野でお仕事をしている方／お仕事をしたいと考えている方

社会福祉士・精神保健福祉士の資格をお持ちの方／資格取得を目指している方

社会福祉士・精神保健福祉士の資格を目指せる大学・養成機関の先生方

相談支援事業所の管理者の方 へ

SHOUGAI FUKUSHI

障害福祉分野の 相談支援員 を知っていますか

障害のある方・障害のある子どもの相談支援に関わる職種として
「相談支援員」が新たに創設されました

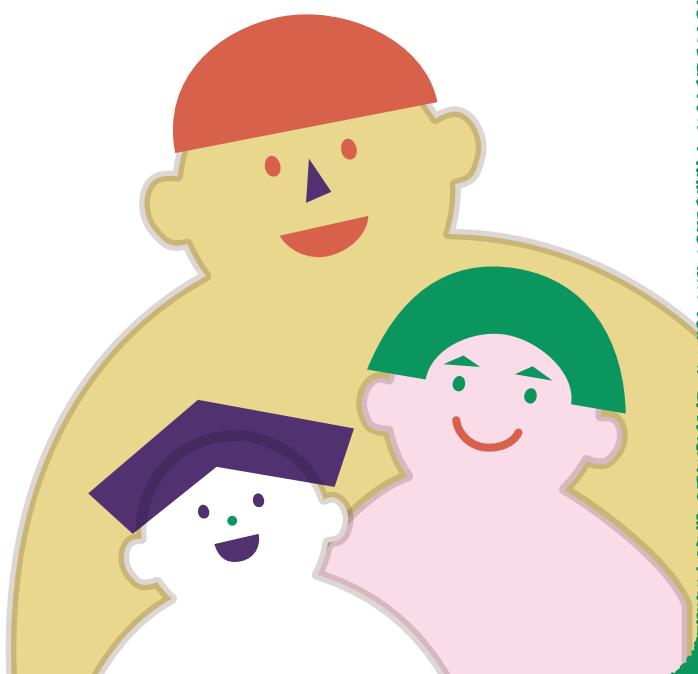
社会福祉士・精神保健福祉士の資格があれば、

相談支援専門員といっしょに

相談支援のお仕事ができます／

障害のある方・障害のある子どもが自立した日常生活や社会生活を送るために相談支援を行う「相談支援専門員」になるためには、3～10年の実務経験と資格を取得するための研修の受講が必要となります。

「相談支援員」は、相談支援専門員としての業務を経験しながら資格取得に向けて相談支援のお仕事につくことができる職種として令和6年度より新たに創設されました。



相談支援専門員 とは

介護・福祉分野の
実務経験



障害のある方・障害のある子どもが自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう、生活全般に関わる相談や情報の提供、障害福祉サービス利用のための計画の作成、関係機関との連絡・調整などの業務を行います。業務を行うにあたって、ご本人の想いや希望に寄り添い、ご本人を中心に多職種によるチームで支援を行います。

相談支援専門員になるためには、介護・福祉分野における3～10年の実務経験と相談支援従事者養成研修（初任者研修）の受講が必要です。

相談支援専門員は、主に相談支援事業所（※1）で勤務しています。

※1：相談支援事業所とは

相談支援事業所には、障害のある方が障害福祉サービスの利用全般に対応したケアマネジメント業務を行う「特定相談支援事業所」、障害のある方が地域で自立して生活するための総合的な支援を行う「一般相談支援事業所」、障害のある子どもが障害児通所支援を利用する際のさまざまな相談に応じる「障害児相談支援事業所」があります。

相談支援員 とは

相談支援専門員の
資格を取る
前から



「社会福祉士」「精神保健福祉士」の資格がある方は、新卒や実務経験がない方も、一定の要件を満たす相談支援事業所（※2）で主任相談支援専門員から指導や助言を受けることができる場合、相談支援専門員の資格を取る前から障害のある方・障害のある子どもへの相談支援を行う「相談支援員」として働くことができます。

「相談支援員」として働いたのち、実務経験の要件を満たした場合は「相談支援専門員」になるための研修（相談支援従事者初任者研修（養成研修））を受講することができます。

※2：「相談支援員」を配置できる相談支援事業所とは

以下の両方の要件を満たす相談支援事業所で、相談支援員を配置することができます。

- ①機能強化型の基本報酬を算定している指定特定相談支援事業所
- ②主任相談支援専門員を配置している相談支援事業所
(主任相談支援専門員の指導助言を受ける体制を確保)

生活困窮者への相談支援を行う「相談支援員」とは異なります

生活困窮者自立支援法に基づいて各市町村や都道府県が開設している自立相談支援機関において、生活困窮者への相談支援を行う専門職も「相談支援員」と呼ばれていますが、ここで紹介している「相談支援員」は障害のある方・障害のある子どもの相談支援に関わる職種であり、異なるものです。

POINT

相談支援員として勤務するためには

- 「社会福祉士」「精神保健福祉士」の資格が必要です。
- 常勤専従での勤務が必要です。（業務及び育成に支障がないと市町村が認める範囲で兼務可）

相談支援員としてできる主な業務

1

サービス等利用計画の原案の作成

障害のある方・障害のある子どもが必要とするサービスを適切に活用するための計画（サービス等利用計画）の「原案」を作成することができます。

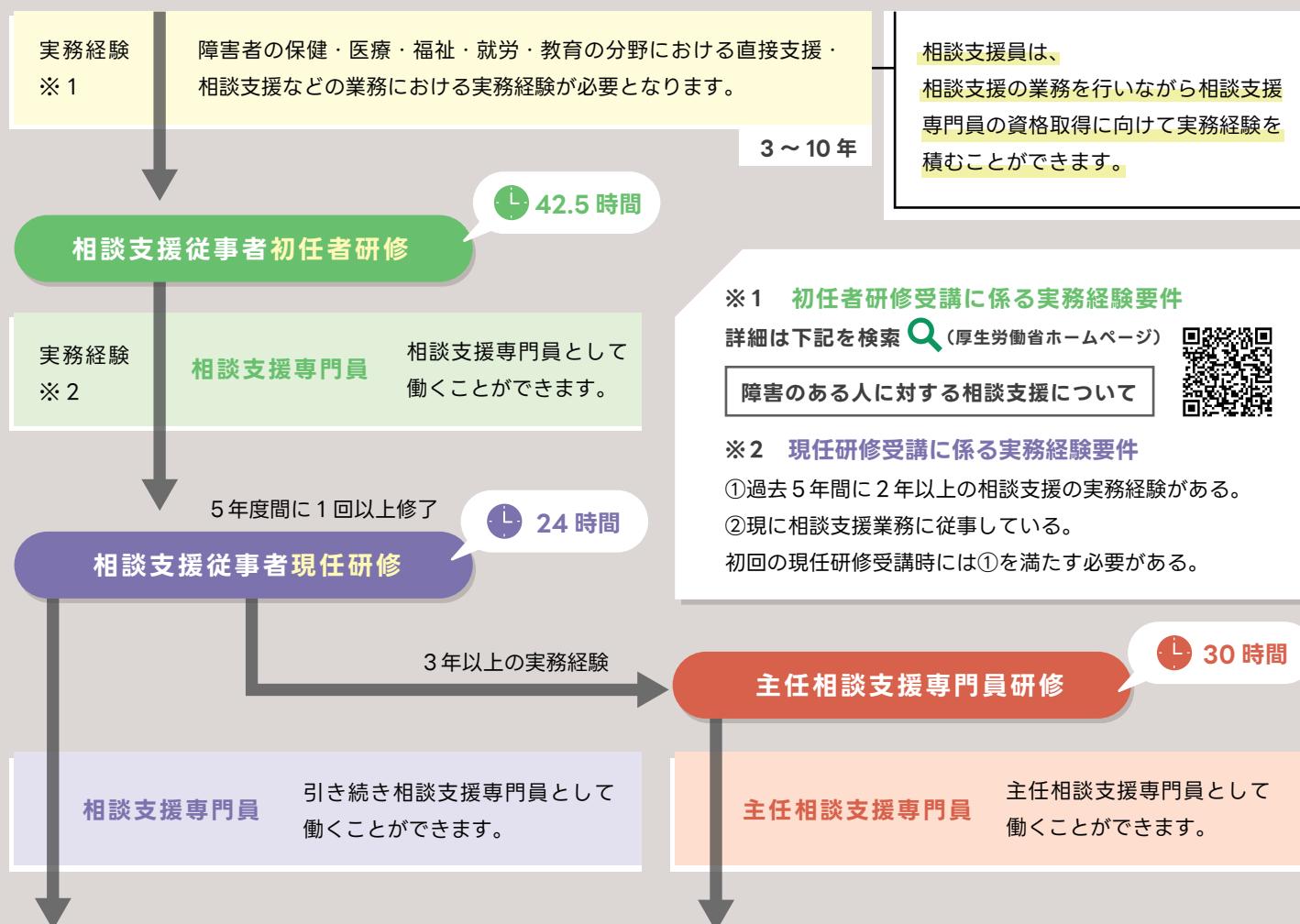
2

モニタリングの実施

サービス等利用計画の目標が達成できているかを確認し評価することができます。

このほかにも、相談支援専門員の指導の下、さまざまな業務の経験を積むことができます。

相談支援専門員の資格取得の流れ



相談支援員として 勤務している方

の声

相談支援専門員の資格を取得した時に
スムーズに業務に移行できる。

主任相談支援専門員等の同行のもと
業務を実施することで理解しやすく、
疑問点や不安点を直ぐに相談できる。

多職種、他事業所、
さまざまな関係機関の方々と知り合う
ことができ、交流も広がり、勉強になる。

さまざまなケースに関わりながら、
経験を積む事ができる。

ご本人といっしょによろこび、
成長できる楽しさにやりがいを感じる。



相談支援員を配置した 相談支援事業所

の声

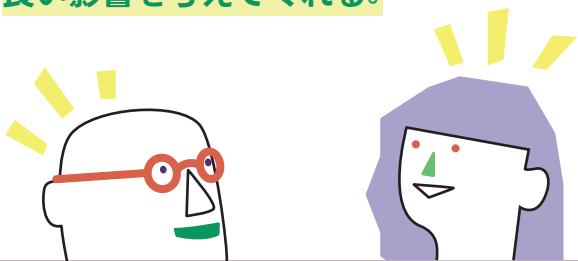
実践を通して相談支援員を育成
することができる。

計画案の素案作成、
モニタリングが実施できるため、
新規利用者の受け入れ数が増える。

相談支援専門員の
資格取得までにノウハウを覚え、
即戦力となる。

計画案の素案作成、モニタリングを任せられ、
相談支援専門員の
補助的な役割を担える。

フレッシュな視点で、
ご本人にも支援チームにも
良い影響を与えてくれる。



※アンケートやヒアリング結果から抽出

障害福祉分野の相談支援について 詳しく知りたい方は 下記もご参照ください。

厚生労働省ホームページ

- 1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について
<https://www.mhlw.go.jp/content/001238910.pdf>
- 2 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概要
<https://www.mhlw.go.jp/content/001216035.pdf>
- 3 障害福祉のお仕事の世界
<https://www.mhlw.go.jp/shogaifukushi/>
- 4 しごとの魅力発信
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/minaoshi/index_00006.html



1

2

3

4



作成 一般社団法人北海道総合研究調査会（HIT）

協力

特定非営利活動法人日本相談支援専門員協会（NSK）

本リーフレットは令和6年度障害者総合福祉推進事業「相談支援員の配置促進のための調査研究」として作成しております。
本調査研究の報告書は下記をご参照ください。

一般社団法人北海道総合研究調査会（ホームページ） <https://www.hit-north.or.jp/report/>

